

2014年度成蹊大学法科大学院入学試験 刑法

【問題1】(配点：各問25点)

甲の罪責に関する以下の記述について、正しい場合には、「正」と、誤っている場合には、「誤」と解答用紙の冒頭に記載した上、いずれの場合についても、その理由を簡潔に述べなさい(なお、「誤」と解答した場合で他の刑法上の犯罪が成立する場合等にはその罪名等も理由中で明らかにすること)。

- (1) 甲は、乙が甲との間で金200万円の金銭消費貸借契約を締結したかのように装って、行使の目的で、内容虚偽の上記契約に係る公正証書を手に入れようとして、情を知らない公証人丙に上記契約に係る公正証書の作成を依頼し、公証人丙をして、上記契約が真実である旨誤信させて丙に上記契約に係る公正証書を作成させ、その交付を受けた。甲には1項詐欺罪(刑法246条1項)が成立する。
- 2 甲は、12歳の乙に対し、丙から現金を強取してくるように指示し、乙は、甲の指示どおりに強盗を実行し、実行後甲に強取した金員を渡した。甲の指示は、乙の意思を抑圧するに足る程度のもではなく、乙は、是非善悪を判断する能力を有し、自らの意思により前記強盗の実行を決意した上、その実行に当たって自己の判断で臨機応変に対処していたとしても、乙が刑事未成年である以上は、甲には強盗罪の間接正犯が成立する。

【問題2】(配点：50点)

以下の設例について、甲及び乙の罪責を論じなさい。

甲は、夜間、自動二輪車を運転し、後部座席に乙を乗車させて、人通りが少ない一方通行の狭い道路を進行中、右前方を歩いている女性Aがショルダーバッグ(以下「本件バッグ」という。)を左肩に掛けているのを認め、本件バッグを奪い取ろうと考え、同車でAを追い抜きざま、運転席から右手を出して本件バッグのさげ紐を掴んで引っ張った。

Aは、本件バッグを引っ張られた勢いで路上に転倒したものの、本件バッグを奪われまいとして、そのさげ紐から手を離さなかったところ、乙は、同車の後部座席からその状況を現認し、甲がAからAの本件バッグをひたたくろうとしていることがわかり、とっさに、甲に加勢するため、本件バッグの手提げ部分を掴んだ。

そして、甲は、乙が本件バッグを掴んだことを確認した上、このまま同車の運転を続ければ、Aの身体を本件バッグごと引きずることになることを認

識しながら、そのまま同車を加速し、乙は、その間、本件バッグを掴んで引っ張り続けた。

甲は、約20メートルにわたってAの身体を引きずったが、Aは、本件バッグから手を離さなければ、同車の車輪に巻き込まれたり、道路脇の壁に衝突するなどして重傷を負いかねないという危険を感じ、やむなくそのさげ紐から手を離し、乙は、本件バッグを掴んだまま、甲の運転する同車で逃走した。

Aは、上記一連の被害により、約2週間の加療を要する右足関節捻挫等の傷害を負ったが、その傷害が、甲からショルダーバックを掴んで引っ張られた際に路上に転倒して生じたか、その後、路上を本件バッグごと引きずられた際に生じたかは不明である。

以上